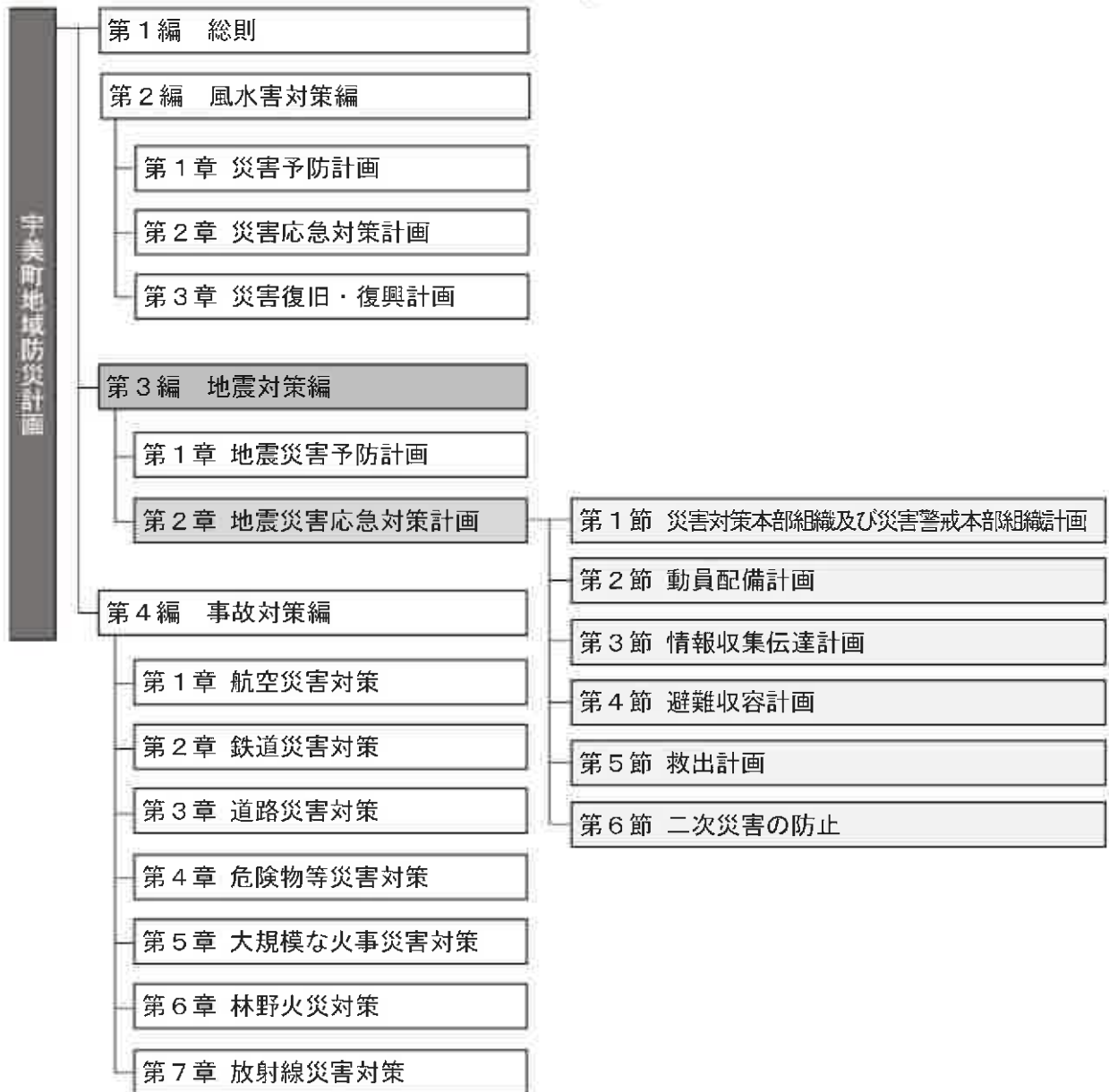


第2章 地震災害応急対策計画

<本章の構成>



※本章においては、災害応急対策のうち、地震災害に特有の事項のみを記載している。本章に記載するもののほか、災害全般に共通の災害応急対策については、第1編第3章「災害応急対策計画」を参照する。

＜各節の実施主体一覧＞

節	項	実施主体	
		対策本部等	関係機関
第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画	-	総括班	-
第2節 動員配備計画	第1項 配備体制	総括班	-
	第2項 職員の参集	総括班	-
	第3項 震災応急対策の時間的目安	総括班	-
第3節 情報収集伝達計画	第1項 地震に関する情報の収集	総括班	-
	第2項 被害情報の収集及び報告	総括班	-
	第3項 広報の実施	総括班	-
第4節 避難収容計画	-	総括班、土木建築班、教育班	-
第5節 救出計画	-	総括班	消防機関
第6節 二次災害の防止	第1項 震災消防活動	総括班	消防機関
	第2項 余震、降雨等に伴う二次災害の防止	総括班、土木建築班	-
	第3項 ため池施設災害応急対策	環境班	-

第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画

1. 災害対策本部等の設置基準

一般災害対策と同様に、本町の地域において大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に基づき「準備体制」「警戒本部」及び「対策本部」を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

<対策本部等の設置基準>

区分	本部長	配備体制	設置基準
準備体制	地域コミュニティ課長	第1次配備	(1) 町近郊において震度4の地震が観測された場合
警戒本部	地域コミュニティ課長	第2次配備	(1) 町近郊において震度4の地震が観測された場合 (2) 自主避難の中出があった場合 (3) 余震が継続するなどの災害の危険性が高まった場合 (4) その他、地域コミュニティ課長が必要と認めた場合
対策本部	町長	第3次～ 4次配備	(1) 町近郊において震度5弱以上の地震が観測され、比較的軽微な規模の被害、又は局地的な被害発生のおそれがある場合 (2) 町近郊において震度6強以上の地震が観測され、総合的な対策を必要とする場合(第4次配備) (3) 町全域にわたって大規模な被害が発生し、又は発生が予想される場合(第4次配備) (4) 町以外で甚大な被害が発生した場合(第4次配備) (5) その他、町長が必要と認めた場合

※この他の対策本部体制に関する事項は、第1編風水害対策編における体制に準ずる(第3章第2節「災害対策本部組織計画」参照)

第2節 動員配備計画

第1項 配備体制

各配備区分における体制を以下に示す。

<配備体制>

体制	配備区分	主な配備基準	配備職員
準備体制	第1次 配備	1. 町近郊において震度4の地震が観測された場合	地域コミュニティ課管理職員、係長及び職員
警戒本部体制	第2次 配備	1. 町近郊において震度4の地震が観測された場合 2. 自主避難の中出があった場合 3. 余震が継続するなどの災害の危険性が高まった場合 4. その他、地域コミュニティ課長が必要と認めた場合	各班の所要の人員
対策本部体制	第3次 配備	1. 町近郊において震度5弱以上の地震が観測され、比較的軽微な規模の被害、又は局地的な被害発生のおそれがある場合 2. その他、町長が必要と認めた場合	各班の所要の人員
	第4次 配備	1. 町近郊において震度6強以上の地震が観測され、総合的な対策を必要とする場合 2. 町全域にわたって大規模な被害が発生し、又は発生が予想される場合 3. 町以外で甚大な被害が発生した場合 4. その他、町長が必要と認めた場合	各班の全員

第2項 職員の参集

1. 職員の自主参集

あらかじめ定める配備要員は、所定の動員方法による他、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビやラジオ等により震度情報を確認し、次の基準により自主的に本庁に登庁し、本部機能を確保する。

<自主参集の基準>

配備要員	震度の基準
第1次配備要員	震度4
第2次配備要員	震度4
第3次配備要員	震度5弱以上
第4次配備要員	震度6強以上

2. 対策本部機能の代替

激甚な被害のため町災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応について、あらかじめ定められた職員により緊急的な町災対本部機能の確保を図る。

3. 職員の安否確認

大規模な地震が発生した場合においては、以下の手順で参集職員の把握及び職員の安否確認を行う。

又、勤務時間内において、特に被害(震度)の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。

<職員の安否状況確認手順>

- 1 各班長は、参集者を把握して総括班長へ報告する。
- 2 総括班長は、参集者を把握して、町災対本部長に報告する。
- 3 対策本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

※このほか、動員配備に関する事項は、第1編風水害対策編に準ずる(第3章第3節「動員配備計画」参照)

第3項 震災応急対策の時間的目安

震災応急対策の時間的目安を以下に示す。

＜震災応急対策の時間的目安＞*1

主な 応急対策	地震発生～24時間	地震発生24時間位～3日目	地震発生3日目位～1週間
被害情報の 収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> 各班からの被害情報の収集伝達 消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達 その他関係機関からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等の被害情報の収集伝達 ライフライン被害情報の収集伝達 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活情報の収集伝達
住民への 広報	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（特に火災発生）に関する情報 避難指示及び安全な避難所に関する情報 パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種被害状況に関する情報 避難所に関する情報 救援救護に関する情報 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン等の復旧状況に関する情報 避難所に関する情報救援救護に関する情報 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営 避難人員及び避難状況の把握 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営 避難所への飲料水、食料、生活必需品等の供給 仮設トイレの設置及び衛生管理 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の派遣要請と受入れ 災害救助法適用の申請 県、周辺市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援の受入れ 救援物資の受入れ ボランティアの受入れ 	
人命救出・ 医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所の開設、運営 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救急医療活動 メンタルケア

*1 ● 資料 2.2.1 「地震関連図」

主な 応急対策	地震発生～24時間	地震発生24時間位～3日目	地震発生3日目位～1週間
救護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護活動 ・ 食料、飲料水の確保及び供給 ・ 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水の供給 ・ 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道復旧による生活用水の供給 ・ 救援物資の配給
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送 ・ 交通規制 ・ 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送 ・ 交通規制 ・ 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 ・ 緊急交通路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の初期消火 ・ 火災の延焼状況の予測 ・ 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の延焼拡大の防止 ・ 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 避難所でのケア ・ 在宅要配慮者の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 避難所でのケア ・ 在宅要配慮者の施設への受入れ
遺体捜索・ 収容埋葬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の捜索、搬送 ・ 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の収容埋葬
ライフ ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ、し尿処理 ・ 災害廃棄物処理
生活再建			<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害相談窓口の開設 ・ 罹災証明等発行の準備 ・ 応急仮設住宅建設の準備 ・ 被災建物応急修理の準備 ・ 学校再開の準備

第3節 情報収集伝達計画

※本節に定める事項のほか、震災時の情報の収集及び伝達に関しては、第3章第4節「被害情報等収集伝達計画」及び第5節「災害広報計画」を参照

第1項 地震に関する情報の収集^{*1}

町は、福岡管区气象台又は気象庁本庁より発表される以下の地震に関する情報を把握し、必要な措置をとる。

＜福岡管区气象台、気象庁本庁が発表する地震に関する情報＞

情報	内容
緊急地震速報（警報）	地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。又、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
長周期地震動に関する観測情報	高層ビル内での長周期地震動による被害発生の可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載する。

*1 ● 資料3.2.1.5「気象庁震度階級関連解説表」

第2項 被害情報の収集及び報告

1. 被害中心地及び被害規模の推定

大規模地震が発生した場合、活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるため、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

町は、災害発生直後において、以下の情報を収集して被害規模の把握に努める。

- (1) 概括的被害情報
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
- (4) 自衛隊(震度5弱以上の場合)、警察、消防等がヘリにより上空から取得した情報及び画像情報
- (5) その他被害の規模を推定するための関連情報

2. 初動時期における被害情報の収集及び報告(第一報)

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集し、把握できた範囲から直ちに県に報告する。なお、これらの情報の収集は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とするが、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

- (1) 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- (2) 人命救助に係る情報
- (3) 建築物の被害状況
- (4) その他初動対策に係る情報

3. 行方不明者に関する情報の取扱い

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。又、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

4. 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。又、県より、県の実施する応急対策の活動状況等の連絡がなされる。

第3項 広報の実施

1. 広報内容

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

震災時の広報内容は、第3章第11節「災害広報・広聴」に定めるもののほか、以下の事項とする。

- (1) 発生した地震に関する観測情報
- (2) 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- (3) 余震対策に関する情報

2. 避難に関する広報

町は、地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、住民等に本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。又、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

第4節 避難収容計画

※本節に定める事項のほか、住民の避難収容に関しては、第3章第4節「避難対策の実施」を参照

1. 避難準備情報、高齢者等避難及び避難指示の発令

町長、その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震の発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを勧告し、又は立ち退きを指示する。

避難準備情報、高齢者等避難及び避難指示の発令は、以下の基準に従って行う。

<避難準備情報、高齢者等避難及び指示の発令基準>

区分	基準
避難準備情報	(1) 地震予知の情報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき (2) その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
高齢者等避難	(1) 地震予知の情報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき (2) 地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき (3) 余震により、建物等の倒壊の危険があるとき (4) その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
避難指示	(1) 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき (2) 災害が発生し、現場に残留者があるとき (3) その他緊急に避難する必要があると認められるとき

2. 避難行動要支援者の安否確認

町は、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、地震発生後速やかに避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への誘導を行う。

3. 指定避難所の被害状況の確認

地震発生後、指定避難所の開設を要する場合において、町は、施設及び資機材の被害状況の確認、建物の応急危険度判定の実施等を行い、指定避難所の利用可否を判断し、必要な措置をとる。

第5節 救出計画

※本節に定める事項のほか、震災時の救出活動に関しては、第3章第12節「救出活動」を参照

1. 救出活動における住民及び自主防災組織の役割

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依頼すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震発生直後から、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

又、町は、地震直後から地域の住民、事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動等への協力を喚起する。

第6節 二次災害の防止

第1項 震災消防活動

1. 出火防止措置及び初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行う。又、町及び関係機関は、地震発生直後から、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

2. 震災消防活動の基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等と同時に発生する 경우가多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となる。このため、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動においては、消防力の重点投入地区の選定や延焼阻止線の設定等、消防力の効率的運用を図る。

第2項 余震、降雨等に伴う二次災害の防止

1. 水害・土砂災害対策

(1) 危険箇所の点検

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行う。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

※アドバイザー制度・・・(社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度をいう。

(2) 危険箇所における避難の実施等

点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2. 建築物災害対策（被災建築物応急危険度判定）

町は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行う。

3. 宅地災害対策（被災宅地危険度判定）

町は、被災した宅地における余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行う。

第3項 ため池施設災害応急対策

ため池は、かんがい用水施設として欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。

このため、町及び関係機関は、ため池施設の被災に円滑に対応するための以下の措置を講ずる。

<ため池施設の応急対策>

実施者	実施事項
町	1. 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。 2. 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 3. 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。
関係機関	1. 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。 2. 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。 3. 町が実施する応急対策について協力する。